

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
23	呉市 母子保健法に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

呉市は母子保健関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

呉市長

公表日

令和7年6月9日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務		
①事務の名称	母子保健法に関する事務	
②事務の概要	母子保健法による保健指導, 新生児の訪問指導, 健康診査, 妊娠の届出, 母子健康手帳の交付, 未熟児の訪問指導に関する事業, 妊婦のための支援給付金給付事業の実施に関する事務を実施する	
③システムの名称	健康管理システム, 団体内統合利用者番号連携サーバ, サービス検索・電子申請機能, 申請管理システム, 中間サーバー	
2. 特定個人情報ファイル名		
J:		
3. 個人番号の利用		
法令上の根拠	番号法 第9条別表70項, 135項	
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定	
②法令上の根拠	【情報照会】 番号法第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表95の項 【情報提供】 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表95, 96の項等	
5. 評価実施機関における担当部署		
①部署	福祉保健部保健所地域保健課	
②所属長の役職名	地域保健課長	
6. 他の評価実施機関		
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求		
請求先	呉市福祉保健部保健所地域保健課 〒737-0041 広島県呉市和庄1-2-13 0823-25-3540	
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ		
連絡先	呉市福祉保健部保健所地域保健課 〒737-0041 広島県呉市和庄1-2-13 0823-25-3540	
9. 規則第9条第2項の適用		[]適用した
適用した理由		

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年3月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年3月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[O]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[O]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。	
9. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検	[] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	事務取扱い職員は、セキュリティ研修を受講している。また、特定の登録者のみ情報の持ち出し操作を行えるように設定し、そのうえで情報持ち出し管理台帳を運用して管理している。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月19日	I－4－②	2. 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第30条第1項第7号	2. 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第30条第1項第8号	事後	
平成31年3月19日	I－5－②	健康増進課長 倉本 誠司	健康増進課長	事後	
平成31年3月19日	II－1	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	
平成31年3月19日	II－2	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	
平成31年3月19日	IVリスク対策	(なし)	(項目を追加)	事後	
令和2年4月1日	II－1	平成30年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和2年4月1日	II－2	平成30年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和2年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	福祉保健部保健所健康増進課	福祉保健部保健所地域保健課	事後	
令和2年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	健康増進課長	地域保健課長	事後	
令和2年4月1日	7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求書	呉市福祉保健部保健所健康増進課 〒737-0041 広島県呉市和庄1-2-13	呉市福祉保健部保健所地域保健課 〒737-0041 広島県呉市和庄1-2-13	事後	
令和2年4月1日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡	呉市福祉保健部保健所健康増進課 〒737-0041 広島県呉市和庄1-2-13	呉市福祉保健部保健所地域保健課 〒737-0041 広島県呉市和庄1-2-13	事後	
令和2年4月30日	表紙 評価書名	呉市 妊娠の申請の届出、妊婦及び乳幼児の保護指導に関する事務 基礎項目評価書	呉市 母子保健法に関する事務 基礎項目評価書	事前	
令和2年4月30日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称	妊娠の申請の届出、妊婦及び乳幼児の保護指導に関する事務	母子保健法に関する事務	事前	
令和2年4月30日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	母子保健法に基づき、母子健康手帳の交付、新生児等の訪問指導や健康診査等、母性並	母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の	事前	
令和2年4月30日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令	1. 番号法(第19条第7項)別表第二(第56項の2)	(情報提供の根拠) 番号法別表第2 26、56の2、69の2、87の項 番号法別表第2の主	事前	
令和3年9月1日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律	1. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律	事後	
令和3年9月1日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令	(情報提供の根拠) 番号法別表第2 26、56の2、69の2、87の項 番号法別表第2の主	(情報提供の根拠) 番号法第19条第8号別表第2 26、56の2、69の2、87の項 番号	事後	
令和5年2月15日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の	母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の	事後	
令和5年2月15日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律	1. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律	事後	
令和5年2月15日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令	(情報提供の根拠) 番号法第19条第8号別表第2 26、56の2、69の2、87の項 番号	(情報提供の根拠) 番号法第19条第8号別表第2 26、56の2、69の2、87、121の項	事後	
令和5年3月15日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの	健康管理システム、団体内統合利用者番号連携サーバ、電子申請システム	健康管理システム、団体内統合利用者番号連携サーバ、サービス検索・電子申請機能、申請	事後	
令和6年7月8日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律	番号法 第9条別表70項、135項	事後	
令和6年7月8日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令	(情報提供の根拠) 番号法第19条第8号別表第2 26、56の2、69の2、87、121の項	【情報照会】 番号法第19条第8号	事後	